

住宅部品の点検制度について

法定点検とは？

住宅部品によっては、所有者に法定点検を受ける責務があることをご存知ですか？
長い間住宅部品を使用すると「経年劣化」により安全上支障が生じるおそれが多くなるため、法律にて適切な保守をすることが定められています（消費生活用製品安全法第32条第14項、2009年4月施行）。

長期使用製品安全点検制度

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、消費者自身による点検が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが多い下記の製品（注1）を特定保守製品に指定しています。対象製品を購入した際に、所有者登録を行います。登録すると適切な時期にメーカーから点検通知が届きますので、点検（有料）を受けましょう。



法定点検対象製品（特定保守製品）

●石油給湯機

●石油ふろがま

※消費生活用製品安全法施行令の改正（令和3年7月27日公布、8月1日施行）において、特定保守製品から、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の7製品が除外されました。

なお、一部の製品については経過措置が設けられており法定点検が実施されることとなります。詳細は下記の経済産業省ホームページをご確認ください。
https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_tyouki.html

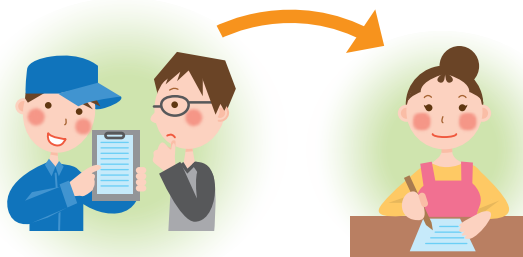
※法定点検の対象外後も、メーカー等による自主的な点検サービス（有償）を行っています。点検をご希望される場合は、各メーカー等の点検受付窓口にお問合せください。

対象製品を買ったら

安全のために
メーカーに登録を！

説明を受けましょう

対象製品を買ったら、販売者から点検制度についての説明があります



所有者登録をしましょう

対象製品に同梱されている所有者票をメーカーに郵送または、インターネットで登録します（販売業者に依頼する事もできます）

点検を受けましょう



点検時期がくると、通知があります
メーカーに点検を依頼しましょう

異常な音や振動、におい、点火しにくいなどの異常があれば、速やかに点検を依頼しましょう

点検は有料です。事故を予防するためにとっても大切なことですから、ぜひ点検を受けましょう。

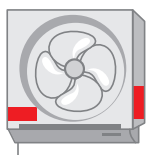
その製品いつごろから使っていますか？

長年使っている住宅部品ですが、何年たっているかお気づきですか？

長期使用製品安全表示制度

経年劣化による事故の件数が多い、下記の5つの製品（注1）については、設計上の標準使用期間がきたら自発的に点検を依頼してもらう必要があるため、製造年などの表示が義務付けられています。買った表示を確認しましょう。

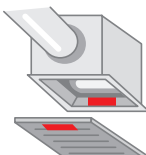
主な換気扇の種類



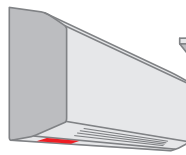
換気扇



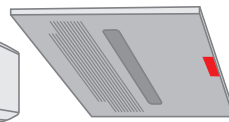
レンジフード



換気扇



温水式浴室暖房乾燥機（換気機能付）



扇風機、換気扇、エアコン、洗濯機、ブラウン管テレビなどの5つの製品には、例のような見やすい場所に、製造年や設計上の標準使用期間が表示されています。

注1) 制度がスタートした2009年4月以降に製造された製品について（2021年8月1日現在）